d3　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

d4　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第５項第２号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d5　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

d6　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第３項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

d7　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第３項第２号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d8　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第４項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

d9　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第４項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち営業用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

d10　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第３項第２号ハに規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

d11　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第４項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動車であるものについて、平成30年度における当該都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

d12　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の４第４項第１号及び第４号に規定するガソリン自動車の車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち自家用の自動